燃ゆる感動かごしま国体

薩摩川内市実行委員会

第４回 おもてなし専門委員会

おもてなし専門委員会委員名簿

No.	区分	所　属	役　職	氏　名	備　考
1	医　療	川内市医師会	会　長	久留　敏弘	
2	医　療	薩摩川内市歯科医師会	会　長	宇都　博幸	
3	観　光	川内商工会議所	会　頭	山元　浩義	
4	観　光	薩摩川内市商工会	会　長	今藤　尚一	
5	観　光	（株）薩摩川内市 観光物産協会	代表取締役社長	井龍　大	委員長
6	観　光	薩摩川内市ホテル旅館組合	組合長	福山　大作	
7	観　光	市比野・入来・祁答院・東郷 ホテル旅館組合	組合長	石脇　親文	
8	観　光	鹿児島県飲食業生活衛生 同業組合薩摩川内支部	支部 組合長	岩口　雅巳	副委員長
9	農　林 水　産	ＪＡ北さつま	代表理事 常務	有馬　一吉	
１０	農　林 水　産	川内市漁業協同組合	代表理事 組合長	下園　広志	
１１	農　林 水　産	甑島漁業協同組合	代表理事 組合長	本　一春	
１２	農　林 水　産	川内市内水面漁業協同組合	代表理事 組合長	上薗　保正	
１３	女　性 団　体	薩摩川内市 女性団体連絡協議会	会　長	森永　靖子	
１４	女　性 団　体	薩摩川内市 地域女性団体連絡協議会	会　長	岩下　ツキミ	
１５	高齢者	薩摩川内市 高齢者クラブ連合会	会　長	平石　勝	

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会

第４回おもてなし専門委員会会次第

期　日　　平成３０年８月２１日（火）１４：００
会　場　　薩摩川内市役所　５０１会議室

１　開　会

２　報告事項

第１号報告　・「燃ゆる感動かごしま国体」薩摩川内市実行委員会ホームページ開設について
・国体ラッピングバス出発式について
・国体応援ポロシャツの販売について

３　議　事

第１号議案　燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市宿泊要項（案）について
第２号議案　燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市医療救護実施要項（案）について
第３号議案　燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市環境衛生対策要項（案）について
第４号議案　燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市防疫対策要項（案）について
第５号議案　燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市食品衛生対策要項（案）について
第６号議案　燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市ふるまいコーナー設置運営要項（案）について
第７号議案　燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市売店設置運営要項（案）について
第８号議案　燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市案内所設置運営要項（案）について
第９号議案　燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市休憩所設置運営要項（案）について

第１０号議案　ふるまい品の品数等について

４　その他

その他協議　　第７３回国民体育大会福井しあわせ元気国体視察について

５　閉　会

第４回おもてなし専門委員会　　第１号報告

１　「燃ゆる感動かごしま国体」薩摩川内市実行委員会ホームページ開設

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会は、７月２日付けで市実行委員会独自のホームページを開設しました。

市実行委員会ホームページアドレス：https://satsumasendai-kokutai2020.jp

２　国体ラッピングバス出発式について

７月２６日(木)に川内駅西口駅前広場におきまして、国体開催まで残り８００日前の記念イベントとして、市内循環バスや路線バス、公用車等へ国体周知のラッピングを施し、ラッピングバス出発式を開催いたしました。

当日は、市実行委員会をはじめ関係者、一般市民等約３００名集まり、イベントは盛大に開催されました。

いりき幼稚園・祁答院幼稚園（国体ダンス）

実行委員長（市長）挨拶

テープカット

鹿児島交通

南国交通

公用車（軽ワゴン）

３　国体応援ポロシャツの販売について

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会では、８月１０日から、２０２０年に薩摩川内市で開催される競技を応援するポロシャツの販売を実施しております。

なお、販売及び問い合わせ等については、下記のとおり川内山形屋の４階衣類品売場にて行っています。

１．販売品　　オリジナルポロシャツ　１着：１，２５０円（税込み）
　　サイズ　　ＳＳ～３Ｌ（男女兼用サイズ）
　　カラー　　白、黒、紺、ピンク

２．商品購入　　川内山形屋４階衣料品売場　住所：薩摩川内市西向田町９－６
　　問合先　　電話：０１２０－４１１－１２８

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市宿泊要項（案）

１　目　的

この要項は、県の燃ゆる感動かごしま国体合同配宿実施方針及び燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市宿泊・弁当基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員及び視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者等」という。）の宿泊について、必要な事項を定める。

２　実施方法

原則、県の燃ゆる感動かごしま国体合同配宿実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体と十分な調整を行い、大会参加者等の宿泊を確保する宿泊業務を実施するものとする。

３　合同配宿の体制

実行委員会は実施方針に基づき、「燃ゆる感動かごしま国体合同配宿本部（仮称）」の支部事務局を設置する。

４　宿泊料金

宿泊料金は、原則、実施方針を準用する。

５　昼食弁当

昼食弁当は、原則、実施方針を準用する。

６　宿泊業務の委託

実行委員会は実施方針に基づき、宿泊業務の全部または一部を関係団体等に委託できるものとする。

７　その他

⑴　大会関係者等が、実行委員会に対して宿泊及び弁当の斡旋を希望しない場合は、この要項は適用しない。

⑵　この要項に定めるもののほか、大会の宿泊業務の実施に関して必要な事項は別に定める。

⑶　競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市医療救護実施要項（案）

１　目　的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市医事衛生・環境美化基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）における医療救護の実施に関して必要な事項を定める。

２　救護本部の設置

大会期間中は燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）に救護本部を設置し、競技会場及び練習会場の従事者、宿舎の管理者並びに関係機関との連絡調整を図り、医療救護業務を統括する。ただし、必要がない場合は、この限りではない。

３　競技会場における医療救護

⑴　救護所設置

ア　救護所を競技会場敷地内に設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師、競技会係員等により編成する救護係を設置する。

設置に当たっては、衛生管理に留意し、傷病者が十分休養できるように努めるとともに、医療品、医療器具（ＡＥＤを含む。）その他必要な物品（以下「医療品等」という。）を配備する。

イ　設置期間は、原則として大会の各競技会の競技日とする。

ウ　開設時間は、原則として大会の競技開始３０分前から競技終了時までとする。

ただし、必要に応じて延長できるものとする。

⑵　業務内容

ア　救護係の従事者は、傷病者が発生した場合は、必要に応じて応急処置を行うとともに、処置記録書（様式第１号）に所定の事項を記載する。ただし、急を要する場合を除く。

イ　医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請するなど搬送措置を講ずる。

この場合においては、必要に応じて処置記録書（様式第１号）の写しを関係者へ渡し、搬送の際には必ず医療機関を受診する傷病者のチーム関係者（同行者）等（以下「チーム関係者等」という。）を同行させるものとする。ただし、傷病者が対応できる場合は、この限りではない。

ウ　傷病者を医療機関へ搬送した場合は、救護係は速やかに救護本部へ報告する。

また、傷病者のその後の病状経過を把握するように努め、入院患者が発生した場合は、救護係はその都度救護本部へ報告する。

エ　実行委員会は、大会期間中、選手・監督、関係者や、一般観覧者等に入院患者が発生した場合は、必要に応じて燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）へ薩摩川内市入院患者発生速報（様式第３号）をＦＡＸにより、速やかに報告する。

また、大会終了後は、薩摩川内市救護所等取扱患者一覧表（様式第４号）をＦＡＸにより、県実行委員会へ報告する。ただし、大会において、県実行委員会への報告義務がない場合は、この

限りではない。

4　練習会場における医療救護

大会において、関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて前項に準ずる。

5　宿泊施設における医療救護

⑴　宿泊施設の管理者は、救急自動車等を必要としない傷病者が発生した場合は、最寄りの医療機関を紹介する。この場合には、チーム関係者等を同行させるものとする。

⑵　宿泊施設の管理者は、医療機関へ搬送する必要のある傷病者が発生した場合は、必要に応じて救急自動車等の出動を要請する。この場合には、チーム関係者等を同行させるものとする。

⑶　チーム関係者等は、傷病者が医療機関に搬送された場合は、救護本部に次の事項を速やかに報告する。ただし、夜間の場合は翌日の報告とする。

ア　傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び連絡先

イ　参加区分及び競技種目

ウ　宿泊施設名及び連絡先

エ　事故または傷病の発生時間、発生場所、傷病内容、発生原因、処置内容、使用医薬品及び現在の状況並びに競技参加の支障の有無

オ　搬送した医療機関及び搬送方法

カ　付添者の氏名及び連絡先

6　事務処理

救護所の医師、看護師、保健師、競技会係員等は、業務の実施に当たりお互いに連携を図りながら、所定の事項を記載のうえ、事務処理をする。

⑴　処置記録書（様式第１号）

⑵　救護日誌（様式第２号）

⑶　薩摩川内市入院患者発生速報（様式第３号）

⑷　薩摩川内市救護所等取扱患者一覧表（様式第４号）

7　アンチドーピング

救護所及び練習会場に配備する医療品等については、大会の関係機関・団体等の協力を得て、アンチドーピングに細心の注意を払って対応する。

8　医療費の負担

⑴　医療機関は、傷病者が保険証を提示して受診した場合は医療費の患者負担分を、提示しないで受診した場合は医療費の全額を、傷病者本人から徴収する。

⑵　救護所、練習会場での応急措置及び救急自動車等による搬送に要した費用は、傷病者の負担としない。ただし、大会の実行委員会関係者以外で対応した個々の内容は、傷病者本人の負担とする。

9　関係機関への協力要請

実行委員会は、大会の関係機関の協力を得て、医療機関及び地元消防署に対し、傷病者の受け入れ及び搬送の医療救護対策への協力を要請する。

10　その他

⑴　医療救護関係者の服装は、各職種に応じたものとする。

⑵　医療救護関係者の心得として、傷病者に対して親切・迅速な対応に努め、傷病者の状況を記録する。

⑶　救護所関係書類の保管及び関係医療機関等との連絡においては、個人情報の保護に十分注意する。

⑷　県実行委員会へ報告する内容については、県要項等を準ずる。

⑸　この要項に定めるもののほか、大会の医療救護に関して必要な事項は、別に定める。

⑹　競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

（様式第１号）

処　置　記　録　書

処　置　記　録

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">発症場所</td><td></td><td>発行番号</td><td></td></tr>
<tr><td>・競技中・観戦中・移動中
・その他（　　）</td><td rowspan="2">発行日時</td><td>年　　月　　日（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>時　　分頃</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受診者情報</td><td rowspan="3">ふりがな
氏　　名
生年月日
他</td><td rowspan="3">M・T・S・H　　男・女
年　　月　　日生　　歳</td><td>参加区分</td><td>□選手　□監督　□役員
□観客　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>競技名</td><td></td></tr>
<tr><td>会場名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住　所
連絡先</td><td rowspan="2">都道府県名（　　）
（TEL　　－　　－　　）
（携帯　　－　　－　　）</td><td>付添者</td><td>（TEL　　－　　－　　）</td></tr>
<tr><td>保険証所持の有無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">応急手当の内容</td><td colspan="3">1　傷病内容
胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症、打撲、捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、（挫・切・裂）創、歯牙の外傷
（受傷部位：　　）
その他（　　）

2　発症（事故）原因

3　処置内容（処置時間：　　時　　分）

4　使用医薬品

5　転帰、患者への指示（搬送：　有　・　無　）

記入者（課・職・氏名）　　（内線　　）</td></tr>
</table>

（様式第２号）

救　　護　　日　　誌

大 会 名			記入者名（課名・職・氏名）
年 月 日	年　　月　　日（　）天候：		（内線　　）
競 技 名		救 護 所	時　　分から
競技会場		開設時間	時　　分まで

担当従事者氏名		従　　事　　時　　間
医　　師		時　　分から　　時　　分まで
		時　　分から　　時　　分まで
看護師・保健師		時　　分から　　時　　分まで
		時　　分から　　時　　分まで
係　　員		時　　分から　　時　　分まで
		時　　分から　　時　　分まで
そ の 他		時　　分から　　時　　分まで
		時　　分から　　時　　分まで

取　　扱　　患　　者　　数		左記のうち医療機関搬送数
選　　手	人	人
監　　督	人	人
役　　員	人	人
観　　客	人	人
そ の 他	人	人
合　　計	人	人

傷　　病　　者		内　　容		
診療依頼書発行番号	氏　　名	搬送の有無	搬送機関	傷　　病
		有　・　無		
		有　・　無		
		有　・　無		
		有　・　無		
		有　・　無		
		有　・　無		
		有　・　無		

（様式第３号）

薩摩川内市入院患者発生速報　　（ＦＡＸ番号 099-286-5553）

燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会事務局　様
（鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局）

大　会　名			報告者 （課・職・氏名）	
競技種目			会　場	
患者	氏　名		生年月日 性　別	年　月　日生 □男　□女
	都道府県名		参加区分	□選手　□監督　□役員 □観客　□その他（　）
宿　舎　名				
発生時間	月　日（ ）　□午前 □午後　時　分			
発生場所				
発生原因及び状況				
症状（傷病）				
競技参加の支障の有無				
入院先医療機関名				
使用医薬品				
備　考				

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会事務局
（薩摩川内市　商工観光部　国体推進課）
住　所　〒895-8650 薩摩川内市神田町３番２２号
電　話　0996-23-5111
ＦＡＸ　0996-20-5570
メール　kokutai-kyogi@city.satsumasendai.lg.jp

（様式第４号）

薩摩川内市救護所等取扱患者一覧表

月　　日（　）　　大会名

競技名　　会場名

区　分		取　扱　患　者　数						うち医療機関搬送者の数					
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男												
	女												
感　冒	男												
	女												
貧　血	男												
	女												
頭　痛	男												
	女												
熱中症	男												
	女												
疲　労	男												
	女												
眼　症	男												
	女												
耳　症	男												
	女												
打　撲	男												
	女												
捻　挫	男												
	女												
骨　折	男												
	女												
脱　臼	男												
	女												
筋腱断裂	男												
	女												
（挫・切・裂）創	男												
	女												
歯牙の外　傷	男												
	女												
その他	男												
	女												
男　計													
女　計													
合　計													

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市環境衛生対策要項（案）

１　目　的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市医事衛生・環境美化基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

２　実施方法

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、大会の関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

３　環境衛生対策

⑴　会場の環境美化

大会の関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

⑵　河川・道路等の美化

大会の関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における河川、道路等公共の場所の掃除を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

⑶　宿舎の衛生対策

大会の関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるよう宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

⑷　飲料水の衛生対策

大会の水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

４　その他

この要項に定めるもののほか、大会の環境衛生対策に関して必要な事項は別に定める。また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市防疫対策要項（案）

１　目　的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市医事衛生・環境美化基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

２　実施方法

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

３　防疫対策

⑴　衛生に関する意識向上の啓発

感染症の発生防止のため、大会に参加する選手・監督、大会役員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、ホームページ、広報誌、ポスター、リーフレット等を活用し、保健衛生に関する正しい知識の普及・啓発を図る。

⑵　感染症に関する情報の収集及び提供

ア　大会参加者等の感染症患者についての情報収集

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

イ　大会期間中の注意喚起

鹿児島県内及び薩摩川内市内での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

⑶　感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む）の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて必要な措置を講じる。

４　その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市食品衛生対策要項（案）

１　目　的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市医事衛生・環境美化基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）に全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の食生活の安全を期するため、必要な事項を定める。

２　実施方法

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会の関係機関（管轄保健所）等への協力を得て関係法令に基づき、宿舎を含む関係施設等の食品衛生対策を実施する。

３　食品衛生計画

(1)　食品衛生に対する意識の向上

大会に参加する食品関係事業者及び市民並びに大会参加者等へ食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2)　関連施設等に対する監視、指導等

管轄保健所の協力を得て、関係法令等に基づき、宿泊施設、弁当調理施設、食品取扱施設等に対する監視、指導及び検査を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(3)　土産食品の衛生対策

管轄保健所の協力を得て、関係法令等に基づき、土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導等を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

(4)　会場等における食品販売店対策

管轄保健所の協力を得て、関係法令等に基づき、競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生に関する体制強化を図る。

(5)　健康診断

管轄保健所の協力を得て、関係法令等に基づき、食中毒の発生予防を重点とした健康診断等の実施を励行し、食品衛生に関する体制強化を図る。

ア　対象者

(ｱ) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者

(ｲ) 大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者

(ｳ) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者

(ｴ) その他実行委員会が必要と認めた者

イ　実施時期及び回数

関係法令に基づき、対象者に対して管轄保健所と連携を図り、原則、大会前の概ね１か月以内に１回実施するよう依頼する。

ウ　病原体保有者に対する対策

検査の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(6)　食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時に必要な連絡体制を整備する。

4　講習会等への参加

大会の食品を取扱う責任者等は管轄保健所及び実行委員会が開催する食品衛生講習会等へ積極的に参加すること。

5　その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市ふるまいコーナー設置運営要項（案）

１　目　的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市観光基本計画及び市民運動基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）に全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かくお迎えするとともに薩摩川内市を全国にアピールするため、ふるまいコーナーの設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

２　設置場所

ふるまいコーナーの設置場所は、各競技会場敷地内とする。

３　設置期間及び開設時間

⑴　設置期間は、各競技会の開催期間中とする。

⑵　開設時間は、大会の１日当たり４時間以内とし、競技開始から競技終了までの間とする。また、準備及び片付けはこれらに含まれるものとする。ただし、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じて変更できるものとする。

４　対象者

大会参加者等。ただし、競技役員、競技会係員等大会の従事者は含まない。

５　提供内容

大会の１会場当たり１～３品、１品当たり３００食程度。ただし、実行委員会は必要に応じて変更できるものとする。

６　業務内容

⑴　ふるまいコーナーの設営及び開設準備に関すること。

⑵　大会参加者等に関して、飲食物等のふるまい品を提供し、接待するものとする。

⑶　提供するふるまい品等の検収及び管理に関すること。

⑷　ふるまいコーナー及び周辺の整理整頓を心がけ、衛生保持に努める。

７　その他

この要項に定めるもののほか、ふるまいコーナーの設置運営に関して、必要な事項は別に定める。また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市売店設置運営要項（案）

１　目　的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市観光基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）において、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店（各競技会場等において常設または恒常的に営業している売店等は除く。）の設置運営について、必要な事項を定める。

２　設置場所

設置場所は、原則として大会の各競技会場敷地内とする。

３　設置期間及び開設時間

⑴　設置期間は、大会の各競技会の開催期間中とする。

⑵　開設時間は、原則として、大会の開始式または、競技開始１時間前から競技終了３０分後までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて、これを変更できる。

４　出店数と出店位置及び規模

⑴　大会の出店数と出店位置は、実行委員会が決定する。

⑵　面積は、原則として１ブースあたり２間×３間のテント以内とする。
ただし、実行委員会は出店状況等に応じて、これを変更することができる。

５　販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

⑴　国体関連グッズ

国民体育大会標章またはかごしま国体マスコット「ぐりぶーファミリー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会または、燃える感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

⑵　スポーツ用品

⑶　郷土物産品

薩摩川内市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

なお、農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産物については、この中に含むものとする。

⑷　飲食物

ア　製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設（以下「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、かつ容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ　現場調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設においてカット等の下処理されたものを、提供直前に加熱処理するものであること。

⑸　宅配便

⑹　その他実行委員会が特に認めるもの

6　出店者基準

売店の出店者は、原則として、次のいずれかに該当する者とし、かつ実行委員会が選定するものとする。

⑴　原則として、薩摩川内市内に店舗を有し、申請時に１年以上営業している者。
（飲食物調理出店においては、店舗を有し営業許可を受けて営業している者)。
ただし、競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者は、この限りでない。

⑵　過去の国体において出店実績がある者。

⑶　国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等。

⑷　その他実行委員会が特に認める者。

7　出店者条件

売店の出店者は、次の条件をいずれも満たすものとする。

⑴　原則として、各競技開催期間中、継続して出店することができる者。

⑵　法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けている者。

⑶　法令等に違反して、過去１年間処分を受けていない者。

⑷　出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員またはその支店もしくは代表者をいう。）が薩摩川内市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員でない者や、販売員等として暴力団員等を使用し、または雇用していない者。

⑸　薩摩川内市税の納税義務が履行されている者。

8　飲食物販売者出店条件

管轄保健所での手続きが必要な飲食物販売の出店者については、次の条件も満たすものとする。

⑴　食品衛生関係法令に規定する営業許可施設の営業許可を受けている者。

⑵　過去３年間食中毒発生の事故歴がない者。

9　経費の負担

⑴　売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

⑵　出店者は売店の設置、撤去等に要する経費相当分として実行委員会が定める出店料を負担する。ただし、実行委員会が特に認めたものは、この限りではない。

10　出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期間までに「売店出店申請書（様式第１号)」、「売店出店概要書（様式第２号)」、「売店従業員名簿及び搬入搬出車両予定表（様式第３号)」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

11　出店者の選定

実行員会は、この要項に基づいて審査し、適当であると認めた者を出店者として選定する。

ただし、出店申請者が当該会場の売店設置予定数を超えてときは、次のいずれかに該当するものを優先して選定することができる。

⑴　薩摩川内市内の業者及び団体等。
⑵　売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体。
⑶　社会福祉施設または社会福祉法人。
⑷　その他実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照合することができるものとする。

12　出店許可証の発行

実行委員会は、出店者として選定した者について、出店料の納入確認後、売店出店許可証（様式第４号）を交付するものとする。

13　保健所への届出

食品を販売する売店の許可を受けた出店者は、管轄保健所に必要な届出を行い、許可証の写しを実行委員会に提出する。

14　売店監督員

⑴　実行委員会は、売店の円滑な運営を図るために、各競技会場に売店監督員を置くものとする。
⑵　売店監督員は、現場を巡回して、この要項に基づき監督するものとする。

15　売店責任者

⑴　出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
⑵　売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
⑶　売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
⑷　食品を取扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。
⑸　その他、管轄保健所及び実行委員会で開催する食品衛生講習会等に、積極的に参加しなければならない。

16　禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。
⑴　出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を第三者に委託すること。
⑵　商品を不当な価格で販売すること。
⑶　指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売をすること。
⑷　競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
⑸　アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは、この限りではない。
⑹　許可された品目以外の商品を販売すること。
⑺　土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
⑻　拡声器及び音響機器類を使用すること。
⑼　火気を使用すること。ただし、実行委員会が特に認めたものは、この限りではない。
⑽　その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17　遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　実行委員会から交付された売店出店許可証を、店頭の見やすい場所に掲示すること。

⑵　売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り処分し、常に環境美化に努めること。

⑶　販売品には、関係法令の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。

⑷　売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。

⑸　飲食物を販売する売店にあっては、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。

⑹　販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。

⑺　販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了されること。

⑻　服飾は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用すること。

⑼　従業員は、実行委員会が別途交付するＩＤカードを着用すること。

⑽　接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。

⑾　食品衛生関係法令上の規定を遵守し、管轄保健所の指示に従うこと。

⑿　天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のため撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。

⒀　関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

⒁　実行委員会が大会前に開催する出店説明会に必ず出席すること。

⒂　販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。

18　管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災・盗難その他不可抗力に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19　事故発生時の対応

売店において、事件・事故が発生したとき、または、不審者もしくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20　許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

この場合において、出店者は実行委員会に対し損害の賠償及びすでに納めた出店料の返還を請求することができない。

⑴　関係法令及びこの要項に違反したとき。

⑵　出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき。

⑶　その他実行委員会が不適当と認めたとき。

21　原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、現状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22　損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23　その他

この要項に定めるもののほか、売店運営の実施に関し必要な事項は、別に定める。

また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

（様式第１号）

年　　月　　日

（宛先）燃ゆる感動かごしま国体
薩摩川内市実行委員会
会　長　岩　切　秀　雄

申請者住所

商号または名称

代表者氏名　　印

売　店　出　店　申　請　書

燃ゆる感動かごしま国体において、薩摩川内市実行委員会が運営する会場内に、売店を出店したいので、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市売店設置運営要項第１０項の規定に基づき申請します。また、以下の項目について相違ない旨を、売店出店申請書提出をもって誓約します。誓約内容の確認のため、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会が本申請書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

１　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号及び新居浜市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第２条第２号及び条例第２条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
２　販売員として、暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
３　出店品目の販売において、法令等に違反して、過去１年間処分を受けていません。また飲食物を販売する場合、過去３年間食中毒等における行政処分を受けていません。
４　薩摩川内市税の納税義務は怠っておりません。

****

１　出店希望会場　　（競技名：　　）

２　出 店 期 間　平成　年　月　日（　）～平成　年　月　日（　）

３　テント（２間×３間）必要数　　張

４　添 付 書 類
・売店出店概要書（様式第２号）
・売店従業員名簿及び搬入搬出車両予定表（様式第３号）
・営業に関する許可書等の写し
・薩摩川内市税納税証明書またはそれに代わるものの写し

担当者所属：

担当者氏名：　　電話番号：

ＦＡＸ：　　Ｅ-ｍａｉｌ：

（様式第２号）

売　店　出　店　概　要　書

所　在　地	〒		
商号または名称			
代表者氏名			
連絡先	〔電話〕　　〔FAX〕		
出店担当者	〔電話〕		
業種			
主要取扱品目			
営業開始年月日	年　月　日	従業員数	人
過去の国体での販売実績	有（　　）・無		
過去３年間の食中毒発生事故歴	有（　　）・無		
火気の使用	有（　　）・無		
電気の使用	有（発電機）・無		

販売品目価格等一覧表（書ききれない場合は別紙でも可）

No.	商品名	販売予定数量	販売予定価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 火気の使用が「有」の場合は、その種類を記入ください。（例：ガスコンロ）

（様式第３号）

売店従業員名簿及び搬入搬出車両予定表

（商号又は名称　　）

１　従業員名簿

従事日	競技名（競技会場名）	売店責任者		販売員		販売員		販売員	
月　日		ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日		ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日		ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日		ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日		ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日		ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日		ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日		ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日		ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日		ふりがな	性別		性別		性別		性別
月　日		ふりがな	性別		性別		性別		性別

※売店責任者及び販売員にはふりがなを記入してください。

※売店責任者及び販売員の本人確認書類（原則、免許証やパスポートの写しなど顔写真付のもの）を添付してください。

２　車両予定表

会 場	車両の種類	車両ナンバー	備 考

（注）車両の種類は、「２トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。
駐車車両、搬入搬出用車両の別を備考欄に記入してください。 駐車車両は原則１台とします。

（様式第４号）

薩　国　実　第　　号
年　　月　　日

様

燃ゆる感動かごしま国体
薩摩川内市実行委員会
会　長　岩　切　秀　雄

売　店　出　店　許　可　証

年　月　日付で申請のありました、燃ゆる感動かごしま国体において、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会が運営する会場内での売店出店について、次のとおり許可します。

商号又は名称	
代表者職氏名	
住 所（所在地）	
出店許可会場	
出店許可期間	年　　月　　日（　）　～　　年　　月　　日（　）
出店許可品目	
遵 守 事 項	1　本許可証を売店内に掲示すること。 2　売店の出店に関しては、関係法令等及び燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市売店設置運営要項を遵守すること。

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市案内所設置運営要項（案）

１　目　的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市観光基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）に全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内及び、連絡業務等を行うための案内所の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

２　案内所の種類

大会の案内所は、総合案内所及び会場案内所とする。

３　設置場所

会場案内所の設置場所は、各競技会場敷地内とする。また、総合案内所の設置場所は、関係機関と協議の上、別に定める。ただし、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は設置に対して必要に応じて、変更できるものとする。

４　設置期間及び開設時間

各案内所の設置期間及び開設時間は、次のとおりとする。また、実行委員会は、実情に応じて変更することができるものとする。ただし、リハーサル大会については、原則、総合案内所は設置しないが、各競技で必要と認めた時は、その限りでない。

(1)　総合案内所

総合案内所設置期間は、競技会開催初日の２日前から競技会が終了する日までとし、開設時間は、午前８時３０分から午後５時までとする。

(2)　会場案内所

会場案内所の設置期間は、各競技会の開催期間とし、開設時間は、開始式又は競技開始１時間前から競技終了後３０分までとする。

５　業務内容

(1)　総合案内所

ア　総合案内所の管理運営に関すること。
イ　配布物の管理に関すること。
ウ　交通アクセスの案内に関すること。
エ　競技日程の案内に関すること。
オ　観光案内に関すること。
カ　その他各種案内に関すること。

(2)　会場案内所

ア　会場案内所の管理運営に関すること。

イ　競技会案内に関すること。
ウ　交通・宿舎・観光案内に関すること。
エ　一般観覧者及び障がい者への対応に関すること。
オ　迷子、遺失物、拾得物の受付に関すること。
カ　その他各種案内に関すること。

６　備付物品・消耗品等

大会の各案内所には、業務に必要な物品、消耗品等を備え付け、管理運営する。

７　関係機関及び団体の協力

案内所の設置及び管理運営等を円滑に行うため、大会の関係機関及び団体等の協力を得て、実施するものとする。

８　その他

この要項に定めるもののほか、大会の案内所等の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市休憩所設置運営要項（案）

１　目　的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市観光基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）に全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の憩いの場を提供するため、休憩所の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

２　設置場所

大会の休憩所の設置場所は、各競技会場敷地内とする。

３　設置期間及び開設時間

⑴　設置期間は、大会の各競技会の開催期間中とする。

⑵　開設時間は、原則として大会の競技開始１時間前から競技終了後３０分までとし、準備及び片付けはこれらに含まれるものとする。ただし、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じて変更できるものとする。

４　業務内容

⑴　休憩所の設営及び開設準備に関すること。

⑵　大会参加者に関して、休憩場所を提供し、湯茶等で接待するものとする。

⑶　提供する湯茶等の検収及び管理に関すること。

⑷　休憩所及び周辺の整理整頓を心がけ、衛生保持に努める。

⑸　その他、管轄保健所や実行委員会で開催する食品衛生講習会等には積極的に参加すること。

５　その他

この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

ふるまい品の品数等（案）について

先催県の提供状況を踏まえて、以下のとおりとしたい。

１　提供内容
　１会場当たり１～３品、１品当たり３００食程度。
　１食当たり３００円以内。
　本市開催の５競技、６会場の全日程で１品ずつ提供した場合、２５回提供することになる。

２　ふるまい協力団体
　１団体につき１品提供。
　１団体が同会場や別会場の別日にふるまい品を提供することは可能。
　提供回数に合わせてふるまい協力団体の募集を行う。

３　国体選手専用ふるまい
　福井国体視察後に実施するか検討する。
　伊予市：伊予農業高等学校が選手専用ふるまいとして【はだか麦のラスク】を提供していた。

４　今後の協議内容
・競技会場ごと、日程ごとのふるまい品の提供数やふるまい協力団体の募集団体数等について（競技の人気度や日程（土日開催かどうか）によって観客数の変動があると想定されるため）

・ふるまいメニューについて（本専門委員会で決定したふるまい品の品数等を基にＣＳ大学でどのようなメニューが良いか意見を出していただき、本専門委員会で最終決定する。）

・福井国体の視察を行った結果について
　新たな意見や問題点、改善点を整理し、対応を協議する。

※今年度の福井国体、茨城国体のリハーサル大会視察後に変更が必要となった場合は、本専門員会で再度協議を行うこととする。

第４回おもてなし専門委員会　　第１号議案

第７３回国民体育大会　福井しあわせ元気国体視察

《競技名、種別、開催市町村、競技会場、競技別会期》

No.	競技名	種別	開催市町村	競技会場	９月		１０月									
					29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
①	ホッケー	全種別	越前町	福井県立ホッケー場					監	○	○	○	○	△	●	
				越前町営朝日総合運動場					監	○	○	○	○	△	●	
②	バスケットボール	少年男子	福井市	福井市体育館		監	○	○	○	○	△					
③	ウエイトリフティング	全種別	小浜市	小浜市民体育館					監	○	○	○	○	△	●	
④	軟式野球	成年男子	敦賀市	敦賀市総合運動公園野球場						監	○	○	○	○		
			小浜市	小浜市営野球場							○		○			
			越前市	丹南総合公園野球場							○	○				
			南越前町	桜橋総合運動公園野球場							○					
			美浜町	美浜町総合運動公園野球場							○	○		○		
			おおい町	おおい町総合運動公園野球場							○	○	○			
⑤	空手道	全種別	敦賀市	敦賀市総合運動公園体育館							監	○	○	△		

※「監」・・・監督会議（審判会議）　　※ ←→ 矢印：実行委員が視察する期間

※「○」・・・競技

※「△」・・・競技及び表彰式（閉会式）

※「●」・・・前泊・後泊

①総務・企画専門委員・・・１名（ホッケー競技）

②競技・式典専門委員（競技以外）・・・１名（ウエイトリフティング競技）

③おもてなし専門委員・・・１名（軟式野球競技）

④輸送・交通専門委員・・・１名（バスケットボール競技）

各専門委員	４名

①競技・式典専門委員・・・１名（ホッケー競技団体）

②競技・式典専門委員・・・１名（バスケットボール競技団体）

③競技競技・式典専門委員・・・１名（ウエイトリフティング競技団体）

④競技・式典専門委員・・・１名（軟式野球競技団体）

⑤競技・式典専門委員・・・１名（空手道競技団体）
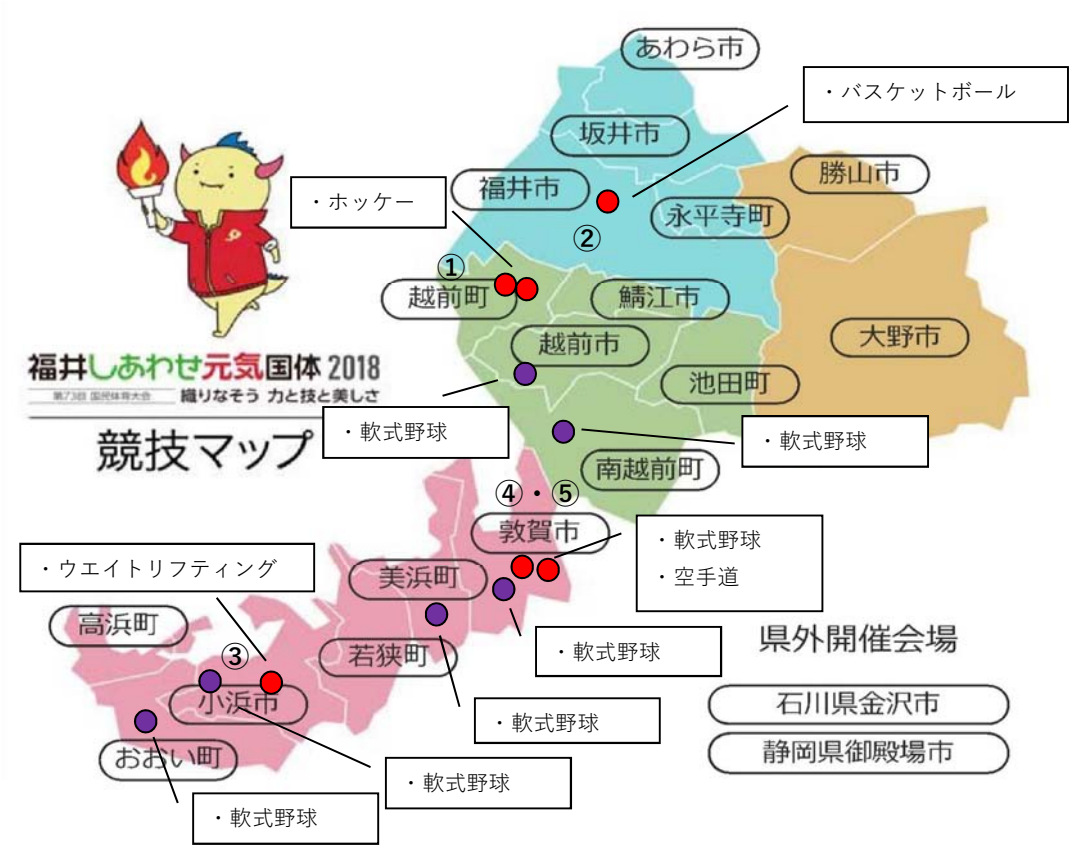
競技団体代表者	５名